

ジャパングラブ NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • Tel: 415-931-9424 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

11月度理事会報告

「餅つき新年会」1月13日開催決定

10日、午後2時よりジャパングラブ事務所に於いて11月度理事会が8名の理事の出席のもと開かれました。

議題1 「餅つき新年会」の詳細を話し合う

来年1月13日(日)午前11時より「桑港寺」ホールに於いて開催する、会費は昨年同様会員は20ドル、非会員は25ドルとする。今回は、各テーブルにつきたてのお餅を配り、各自がこれを丸めて食べる様にする事によって「つきたての味」を楽しめる。エンターテイメントに秋山のすけさんの「獅子舞」を依頼する、さらに時間が許せば会場で会員によるカラオケも予定する。その他具体的に担当を決め、それぞれに食材、什器の調達を依頼する。理事会の後会場となる「桑港寺」ホールを下見しテーブルの配置などを確認する。



議題2 新企画について

ニュースレターを利用した、鈴木淳司弁護士による紙上法律相談が先月から掲載されておりますがさらに新しいご質問などありましたらどしどしお寄せください。

議題3 バス旅行について

旅行先のシエラ山脈の麓にある「ゴールドラッシュ時代の町」について現時点迄に事務局で調べた内容を報告する、皆さんにニュースレター上でこれから順次ご紹介します。

議題4 その他

・「海外安全対策連絡協議会」(海安協)の会合に出席した大隅副会長からの報告(下記)

12月の理事会は12月8日(土)サンマテオ榴木マーケット2階に於いて午後4時より開きます。

お詫びとお礼 「BBQピクニック」には多くの方からのドネーションをいただきました事は先月号でお伝えしましたが、会員の神村純子さんが美味しい「花豆」を沢山煮て来てくださった事が漏れていました、掲載漏れをお詫びすると共に改めてお礼申し上げます。

お知らせ 在サンフランシスコ日本総領事館首席領事の原田美智雄さんは、10月27日付けで在イスラエルの日本大使館の参事官に任命され、約2年2ヶ月の当地での公務を終え、12月早々に新任地に赴任されます。尚、原田さんの後任サンフランシスコ日本総領事館首席領事は近日中に発表される予定との事です。

**毎月ジャパングラブ会報をお届けしている
懐かしい皆さんからのお便り(要約)です。**

ニュースレターに大きく掲載されたバーベキュー・ピクニックの集合写真を拝見すると、後列には比較的若い方が写っていますね、彼らが正会員であれば、ジャパングラブの将来にとって頼もしいことです。

リヤドの在留邦人は300名程度であり、リヤド日本人会があり(日本人商工会はありません)主な行事として11月から3月にかけて、リヤド日本人学校の児童生徒との合同の運動会、新年会、ソフトボール大会、新年度の役員を選出する総会が行われます。(4月から10月は酷暑のため屋外での行事はできません)

ただし、サウジアラビアでは当局の許可を得ずして大勢の人が集まることや家族でない男女が同じところにいることは禁止されているため(そのため、映画館や劇場は一つもありません。サウジ人の結婚披露宴は男女別々の部屋で行われます)日本人会の催事も簡単ではありません。

サウジアラビアから 小川 康弘

SF総領事館に於いて行われた海外安全対策連絡協議会「海安協」 出席報告

掲題会議は去る11月10日(土曜日)午後2時よりSF総領事館23階にて開催され、原田首席領事主導の下に領事館より岩田哲哉、石動明、倉品剛各領事に加え北加商工会議所、日本航空、慈恵会、のびる会、気持ち会、ひまわり会、サンフランシスコ補修校、三育学院、JTB、月刊もんの各責任者とジャパングラブより小生を含め計11名が参加して約2時間に亘り

- 1) 緊急時に於ける緊急連絡体制に付いて;
- 2) 各団体内に於ける緊急連絡体制に付いて;
- 3) 当地に於ける最近の治安情勢(総領事館) 等の内容が検討されました。

特に総領事館より大規模災害時の安否確認と情報伝達等で

- 1) 安否確認システムの運用開始(2006年9月に導入された全米/カナダ邦人安否確認システムは2012年3月末で打ち切り、その代わりに外務省海外安全ホームページの「安否システム」が全世界 共通で開設された);
- 2) 緊急メール配信の登録方法の説明;
- 3) 大規模災害/テロ対策 等に対する説明がありました。

各団体内に於ける緊急連絡体制に付いては関係各団体の性格上の違いから必ずしも同一の連絡網の構築はならず(例えば旅行会社のJTBは日本よりの旅行者が当地で災害に逢った場合に団体グループで行動している場合は比較的安否の把握は容易だが、個人ベースでの旅行客の把握は難しいとか、補修校の場合は1500人にのぼる生徒の安否を確認するのは容易でない。又のびる会の場合は会員制でないが故に各自の連絡先が無く、緊急時に於ける安否確認は今の処不可能である由。この点当ジャパングラブは元来災害時お互いに連絡をとって相互扶助の目的で設立されたクラブであるので連絡網の構築はしっかりなされているが有線電話若しくはインターネットが不通になった場合の安否確認に付いて問題が残っており、更にインターネット又は携帯電話の無い会員に対する災害時の連絡方法が問題として残されている。

当地に於ける最近の治安情勢に付いては

- 1) 犯罪多発地域(テンダーロイン、ウェスタンアデション、サウスオブマーケット)
- 2) 注意事項としては夜間、早朝は単独で行動しない
- 3) 注意すべき犯罪は、ひったくり、置き引き、身分証明書等の紛失(引越しの際紛失に気付く例多い)等で各自の一層の注意を促された。

以上 大隅敏男

新企画「紙上法律相談」第2回

回答者 鈴木淳司弁護士 (マーシャル鈴木法律事務所社長)

質問

アメリカ生活40年を超しましたがこの間ずっと永住権(グリーンカード)で過ごして来ました、もしこのままの状態ですべて死亡したとして、大きなディメリットがありますか？

回答

市民権がある配偶者が遺産を相続した場合は相続税が一切かからないのに対し、永住権しかもたない配偶者が遺産を相続した場合は非課税枠(2012年現在であれば500万ドル)を超えた部分が課税されるという差があります。それ以外の点について、あまり差はないと思います。現在の非課税枠は非常に高額ですので、ほとんどの方は心配はしないとは思いますが、永住権のみをもち、市民権のない人のために特殊な信託をつくって、できるだけ控除される額を増やすということも場合によっては有効になります。

ご質問やお聞きしたい事がありましたらジャパンプラブまで
 どうぞお寄せくださいお取り次ぎいたします。

質問

日本国内の問題ですが、先月亡くなった一人住まいだった母親の友人から、その家を買取りたいとの申し出があったのですが土地勘のない私が相手をするより幸い外国に住んでいる事を理由に第三者に交渉を依頼する方がベターと考えたのですが日本の法律事務所ではこの様な売買の交渉の仲介をしてくれるのでしょうか、またお願いした場合どのくらいの費用がかかるのでしょうか？

回答

通常不動産の売買は不動産業者が行うのが日本では一般的ですので、だれか信頼のおける不動産業者を紹介してもらった方が良いかもしれませんが、ただ、この質問ではお母様が他界されているのですから、相続が発生していると思われれます。そうすると、相続の事務業務は弁護士の仕事ですので、法律事務所に不動産の売却を含めて依頼することも可能です。ただ、実際の仲介は不動産仲介業者が行うこととなりますので、弁護士が誰か信頼のおける業者に頼むということになると思います。国土交通省告示第100号・宅地建物取引業法によると、不動産の仲介によって発生する手数料は、200万円以下の場合 - 100分の5(5%) + 5%の消費税、200万円以上 ~ 400万円以下の場合 - 100分の4(4%) + 5%の消費税、そして400万円以上の場合 - 100分の3(3%) + 5%の消費税となります。

年金に関する法改正について

日本の年金に関する最近行われた法律改正で、皆様に関係のある項目をご説明いたします。

1. 年金加入10年で受給資格取得へ改善

米国の年金と同様に加入10年で年金の受給資格が取得できるようになるという話です。年金機能強化法の成立により、平成27年(2015年)10月から、年金の受給資格期間をこれまでの25年(300月)から10年(120月)へ短縮する改善策の実施が予定されており、10年以上受給資格期間がある方は納付された保険料等に応じて年金の給付を行なうこととされています。年金機能強化法は、今年(平成24年)8月10日に成立し、今後公布される予定となっています。詳細の発表を待つ必要はありますが、納付済期間、免除期間及び合算対象期間(カラ期間)の合計が10年(120月)に達すれば、平成27年10月から年金を受給することが可能となります。

これにより日本国内外で年金の受給者数はかなり増加すると思われます。米国にお住まいの方は「カラ期間の活用」「協定の活用」という恩典が従来からありますが、これにより受給資格取得の機会が更に広がることとなります。詳細が決まりましたらご案内させていただきます。

2. 国民年金保険料の納付可能期間延長について

これまで、国民年金の保険料は2年を過ぎると時効により納めることができなくなりましたが、法改正による時限措置として今年(平成24年)の10月1日から3年間に限って、国民年金保険料の納付可能期間が2年間から10年間に延長(後納制度)されます。過去10年間に保険料の未納期間がある方や国民年金の未加入期間がある方が対象になります。

海外にお住まいの方で、この保険料後納制度を利用することで、年金額を増額したい方、年金の加入期間が合算して25年にならず受給をあきらめている方には吉報と考えたのですが、残念ながら海外在住期間は後納制度の対象外とのことです。その理由は、この制度が年金額の増加を目指しているものでなく、年金の受給者の増加を目的としているからです。つまり日本国籍で海外に在留している期間はカラ期間として既に年金の受給資格の算定上認めているからです。

海外年金相談センター 市川俊治

ご質問やお聞きしたい事がありましたらジャパンプラブまで
 どうぞお寄せくださいお取り次ぎいたします。

「食べ物は食べるもの」

日本人はどこの国の人よりも多く魚を食べる民族であったのに近頃は肉食がその領域を侵し(おかし)つつあるようだ。

魚を敬遠する若い人は勿論、高齢の人達も魚を生臭い、まな板が臭くなる、うろこをとったり、骨をとったりの調理の面倒くささと相まった大衆魚以外は値段も高く、そして味も落ちているというのが原因と思う。魚離れを心配して「お魚を食べよう」と官民共同でプロジェクトを立ち上げるといふ。どんな効果が表われるものやら。

最近、新聞広告に大きなスペースをさいて「青魚の知恵」という錠剤を発売中と出ている。いわしやさんま、さばの青い魚に含まれている成分を凝縮(ぎようしゅく)したもので、一日四錠飲めばこと足りるとしている。

又、野菜一日、これ一本、緑でサラサラ、というドリンクも出て好評発売中とのこと。忙しく、面倒くさがり屋の現代人にはぴったりの代替商品なのだろうか。サプリメントとして利用するのは解るのだがこれからも色々類似品が出てきていつか人々は手軽に口から入れて身になるものは、時間も手間もかけずに個体維持につとめるようになるのかもしれない。こうして日本の食は壊(こわ)れていく。

近い将来、時代の流れに沿って年寄りの寝たきりの人、もの忘れの人など弱者への対応に食べさせたつもり、食べたつもの形成された食事だけが出るようにならないのかと私は杞憂(きゆう)する。歯の機能も、胃腸の働きもまったくおざなりになるだろう。食べるものを時間をかけて噛む(かむ)味あう、見る喜びを失うことは人間としての尊厳をなくすことと同じと思うのだ。

今、肉食(家で調理して食べる)、肉食(レストランなどで食べる)、中食(出来上がっている惣菜、ご飯を買ってきて家で食べる)、宅食(昔の出前、出来上がったものを配達してくれる)とある色々な食事のとり方の内、一番人気のあるのは中食という。一人暮らしが多くなりつつある今、調理は面倒が先に立つだろうから中食にウエイトがかかるのはよく理解できる。私自身で言えば、健康である限り食事をつくる楽しみ、旬(しゅん)のものを味わう喜びを出来る限り
 とっておきたい。

一日でも長く食べつなぐことは生きていくという実感をもたらしてくれるありがたいことと思う。

東京・村井侑子

